

自治体における個人情報保護の 課題

湯浅 壘道

(情報セキュリティ大学院大学)

- 個人情報保護法にいう「地方公共団体」の範囲の解釈に関して
- 地方独立行政法人、指定管理者に関する問題の一例
- その他の問題点の例

個人情報保護法にいう「地方公共 団体」の範囲

地方公共団体の種類

地方 公共 団体	普通地方 公共団体	都道府県	
		市町村	
	特別地方 公共団体	特別区	
		組合	一部事務組合 広域連合
		財産区	
		※地方開発事 業団	
		※合併特例区	

地方公共団体の個人情報保護条例制定義務

- 「国が保有する個人情報については、行政機関個人情報保護法という法律で規定されていることをふまえると、地方公共団体が保有する個人情報については、規則・要綱ではなく、条例という形式によるべきである」(宇賀説)
- 「各地方自治体は、その守備範囲の中にある個人情報について適正な取り扱いを実現するための条例を制定すべき義務がある。したがって、合理的な理由なく、相当の期間を経過したにもかかわらず必要な条例が何ら制定されない場合には、立法不作為の違法の一種として、当該地方自治体について何らかの法的責任が発生し得る」(夏井説)

特別地方公共団体の 条例制定義務 肯定

- 特別地方公共団体は公法人としての性質を有する独立した地方公共団体であり、本法にいう「地方公共団体」から除外する合理的な理由は存在しない
- 特別地方公共団体は実際に多くの個人情報保有して利用しているだけでなく、その処理する事務の性質にもよってはセンシティブな個人情報も保有している
- 特別地方公共団体が実態としては複数の普通公共団体によって構成されているとしても、それらの普通地方公共団体の個人情報の取扱いは同一ではない
- 一部事務組合及び広域連合については規約を定める義務があり、その中で個人情報の適正な保護に係る内容を規定すべきである
- 特別地方公共団体が本法にいう「地方公共団体」には含まれないとすれば、その保有する個人情報の取扱いについて適用される法規範が不明となる(特別地方公共団体が本法にいう「地方公共団体」に含まれないとすれば、地方公共団体であるにもかかわらず、個人情報保護法の民間事業者規制が適用されることになるのか?)

特別地方公共団体の 条例制定義務 否定

- 日本国憲法92条等によって地方自治を保障されている地方公共団体とは、一般に普通地方公共団体を指す(特別区については、地方自治法上、市とほぼ同一の位置づけ(地方自治法281条の2 2項、283条))
- 特別地方公共団体は、すべてが固有の住民をもつわけではない
- 特別地方公共団体は普通地方公共団体及び特別区により構成されるから、各構成団体の個人情報保護条例に基づき個人情報を適正に取扱えば足りる
- 事務組合は地方自治法上一つの地方公共団体であるが、特別地方公共団体を構成する普通地方公共団体の首長が特別地方公共団体の管理者又は副管理者になっている場合が多く、構成団体の部局としての実施機関とみなす余地がある
- 広域事務協力については、地方自治法3節の定めにより、「普通地方公共団体相互間の協力」で対応可能



			(ア) すべて	(イ) 個人情報 を保有	(ウ) 事務 処理	(エ) 住民を 有する	(オ) 一般的 な意味	(カ) 憲法上 の自治 権	
地方 公共 団体	普通地方 公共団体	都道府県	●	●	●	●	●	●	
		市町村	●	●	●	●	●	●	
	特別地方 公共団体	特別区	●	●	●	●	●		
		組合	広域連合	●	●	●	●		
			一部事務 組合	●	●	●			
	財産区	●	?						

(ア)(イ)

■ 個人情報保護法

● 第5条

◆地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、**その地方公共団体の区域**の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

● 第11条

◆地方公共団体は、その**保有する個人情報**の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

■ 財産区には条例を制定する権能がないと解されている→財産区自体に個人情報保護条例の制定を義務づけることは困難

■ 本条を理由として、財産区に条例を制定する権能があると解することは可能か？

(ウ)

- 隣接する普通公共団体が、一部事務組合を設け、事務処理を行う例
 - 消防・ゴミ処理・火葬場
 - 小・中学校・高等学校
 - 大学(名桜大学、釧路公立大学)
 - 公営競技(地方競馬、競輪、競艇)
 - 港湾管理者制度
- 個人情報適切な取扱が必要→各普通地方公共団体ごとの条例適用では「適切な取扱」は困難

(エ)

■ 個人情報保護法

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 住民をもつ地方公共団体は、条例を制定して必要な措置を講ずる努力義務

■ 一部事務組合は含まれない

(オ)または(カ)

- 情報保護評価サブワーキンググループ
- 新保委員(第5回)
- 「広域連合など特別地方公共団体の一部については条例を制定していない団体もございます。つまり、個人情報保護制度の空白部分がこの部分に現在存在する」、「普通地方公共団体相互間の協力によって、特別地方公共団体におけるこのような条例の未制定部分などの問題について、問題は解決、対応が可能なかどうか」、「広域連合についても・・・諮問機関についての手続はあっても、諮問機関が設置されていない場合もしくは設置されても機能していない場合、又は諮問機関構成員が特定個人情報保護評価の目的やその意義について理解し、判断することが困難な場合といったような場合が当然想定される」

■ 新保委員（第6回）

「そもそも条例が制定されていない団体については、審議会等の諮問機関も設置されていないということになりますので、承認手続を行うことができない」「現実問題として事務委託という形での委託を行うということで、承認を受けるということで問題はないのか。更に前回お話のありました地方自治法11章3節に定める地方公共団体相互間の協力という形での承認を受けるとして実施することで問題はないのか。」

地方独立行政法人と指定管理者

地方独立行政法人

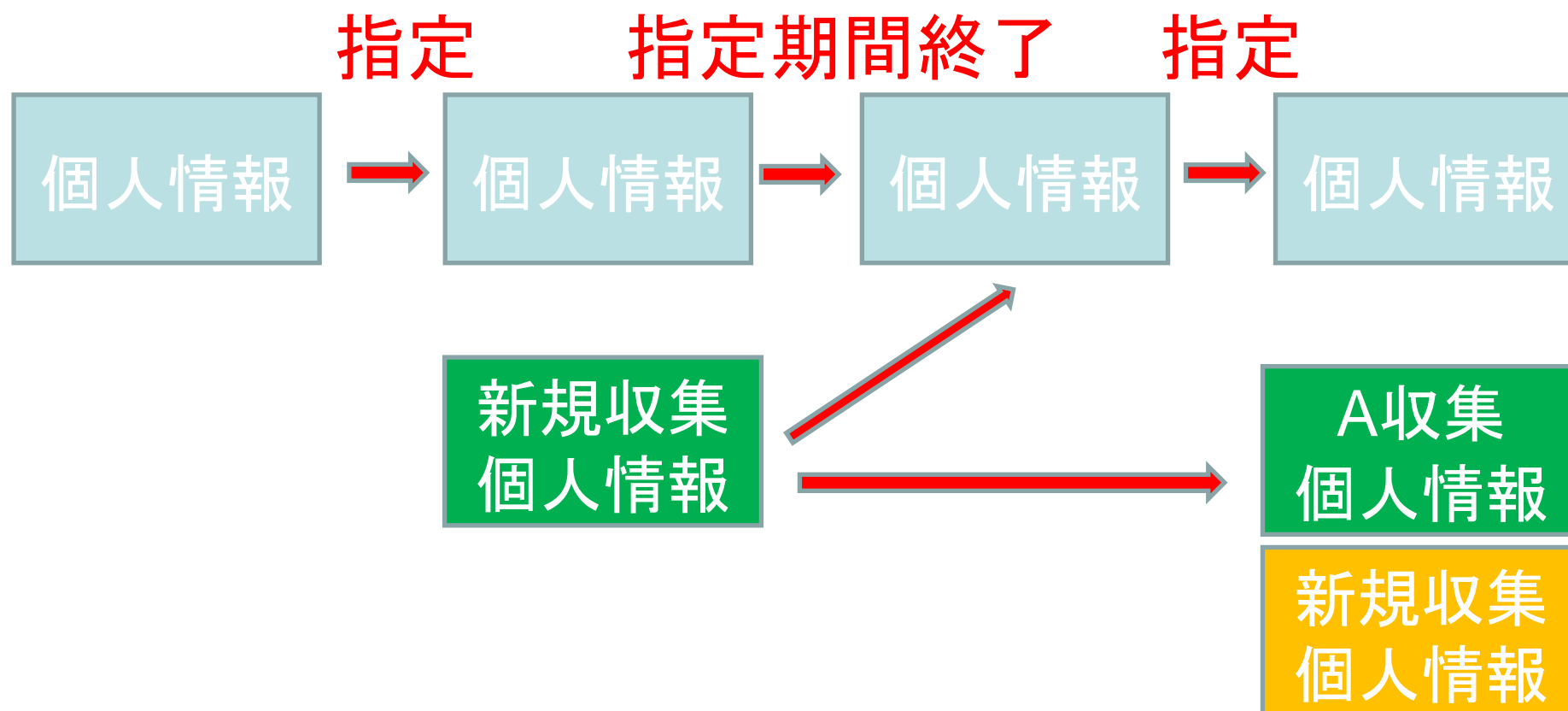
- 特定地方独立行政法人(公務員型)と一般地方独立行政法人(非公務員型)が混在
- 特定地方独立行政法人(公務員型)→個人情報保護条例の対象
- 一般地方独立行政法人(非公務員型)→条例の適用を直接受けるか(地方公共団体の実施機関の一部と見なすことができるのか)

指定管理者

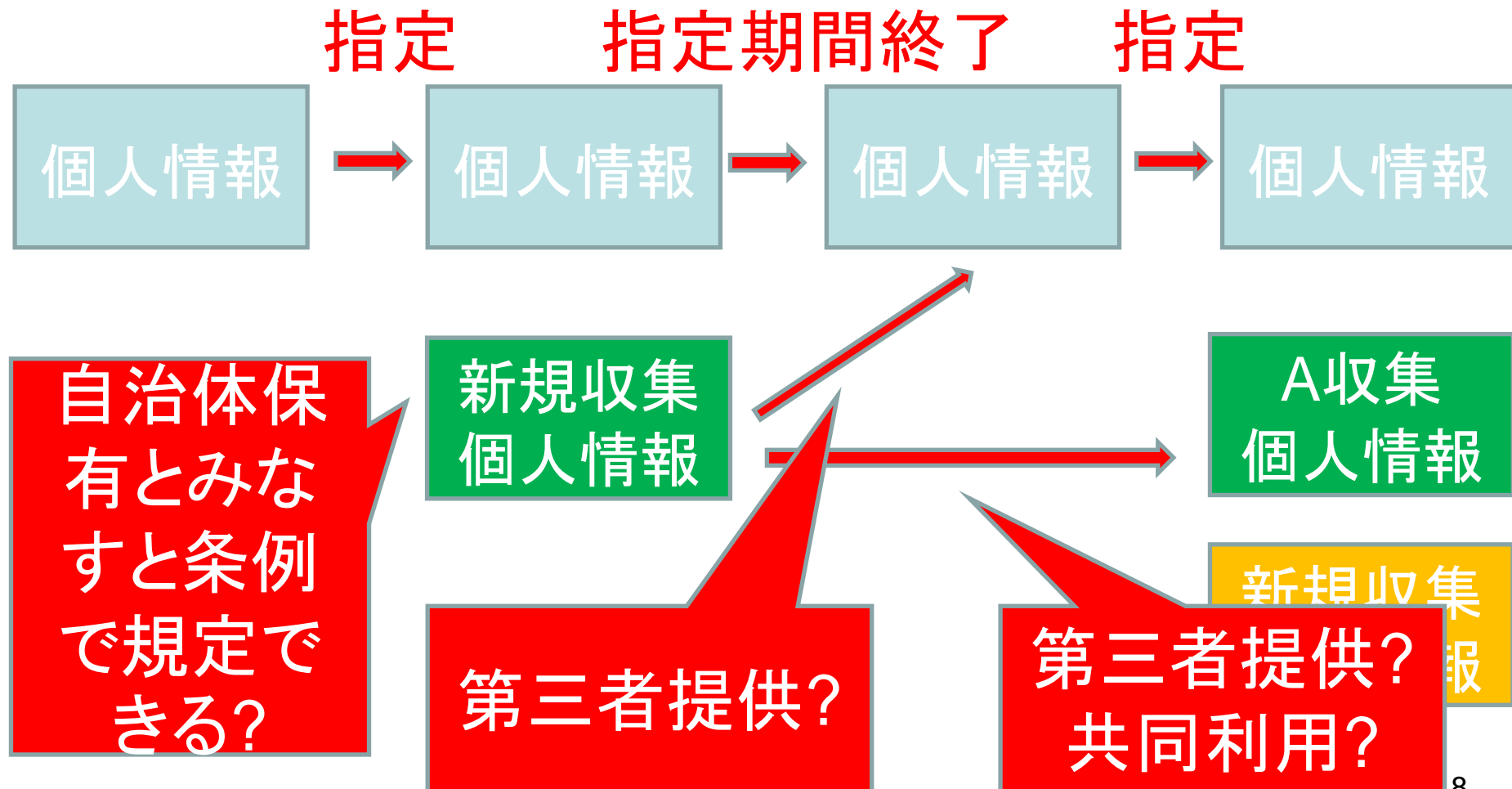
■ 2007年末福岡県内の普通地方公共団体個人情報保護条例における規定

出資法人まで併せて対象	48
指定管理者まで併せて対象	48
両方を対象	11


自治体 指定管理者A 自治体 指定管理者B



自治体 指定管理者A 自治体 指定管理者B



その他の問題点の例

- 元来、地方自治制度で曖昧になっていた部分が別別されている
 - 民生委員（民生委員は公務員なのかについて争いあり）、地縁的団体
- 現行の個人情報保護法は、「公的部門」と「民間部門」の区別が前提、しかし「公」「民」の境界融合は、自治体の方が先行している
 - 協働・共働、DV被害者保護、安心安全・・・
- 諸問題は、国による立法化で一律に解消するか  問題の把握が重要では？